

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年3月15日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200677号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200145号

第1 結論

請求者のA社における平成26年8月12日の標準賞与額を10万円、同年12月15日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成26年8月12日及び同年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年8月12日及び同年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年8月
② 平成26年12月

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。所持している賞与明細書において厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された賞与明細書並びにA社の事業主の回答及び陳述により、請求者は、請求期間①については10万円、請求期間②については15万円の賞与が支給され、事業主により当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正および保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額から、請求期間①は10万円、請求期間②は15万円とすることが必要である。

また、請求期間①及び②の賞与支払日については、上記賞与明細書には記載がなく、事業主も不明と陳述しているところ、複数の同僚から賞与支払日を特定できる回答が得られたほか、経理担当者は、賞与は全員同じ日に支給されていた旨陳述していることから、当該回答及び陳述により請求期間①は平成 26 年 8 月 12 日、請求期間②は同年 12 月 15 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か不明と回答及び陳述している一方、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は請求者の請求期間①及び②の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。